平成２３年（フ）第２７６号
青森市第二問屋町２丁目８番30号　ササキハイツ102号
債務者　高坂　清司
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８２１号
東京都小平市小川町１丁目517番地の16
債務者　品川　靖子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８７０号
東京都国立市西３丁目８番地の31　１―208
債務者　清水　　誠
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８７３号
東京都狛江市駒井町２丁目19番６号
債務者　松浦　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８９４号
東京都多摩市和田1261番地18―305
債務者　佐生　光江
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９１７号
東京都立川市富士見町７丁目11番10号コーポハーベストＡ101号
債務者　柳澤　益栄
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９４９号
東京都国立市北２丁目11番の２　１Ｆ
債務者　緒方　良光
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９５６号
東京都八王子市別所２丁目47番地２―605
債務者　高橋　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時21分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９６２号
東京都多摩市豊ケ丘４丁目２番地１―1001
債務者　井本　正弘
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９８０号
東京都調布市調布ケ丘３丁目41番地10
債務者　松永　　茂
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９０号
愛知県豊橋市牟呂町字大塚43番地　506、従前の住所愛知県豊川市上長山町小南口原83番地11
債務者　若松　弘基
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２１８号
愛知県豊橋市潮崎町21番地９、従前の住所愛知県豊橋市花田町字小松３番地１　103
債務者　西　伊津子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第４１４号
静岡市駿河区中島3258番地　パークホームズ壱番館501、旧住所静岡市駿河区用宗３丁目12番12―303号
債務者　嘉山　啓子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５２号
東京都武蔵野市吉祥寺北町４丁目12番４号第１北町荘
債務者　島田　秀一
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８２８号
東京都青梅市千ケ瀬町１丁目４番地の２
債務者　池田美奈子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部